

## 《入居者の仮確定》

- (1) 一般公募のみの申込みで入居希望者が1世帯のみの場合  
入居資格を確認のうえ入居を仮確定し、入居手続きを進めます。
- (2) 一般公募のみの申込みで同一の住宅に複数の入居希望があった場合  
申込みが複数の場合は、抽選により入居者を仮確定します。  
抽選にあたっては、特に居住の安定を図る必要がある世帯について、当選確率を2倍に引き上げる優遇措置を講じ、抽選を行います。  
※抽選倍率優遇世帯については、[優遇措置](#)を参照願います。
- (3) 災害公営住宅の入居要件を満たす被災者の申込みがあった場合  
災害公営住宅の供給目的を踏まえ、優先して入居を仮確定します。  
同一住宅に同様の世帯からの申込みが複数あった場合は抽選により入居を仮確定します。  
なお、同じ住宅に被災者の申込みがあった場合には、一般公募申込者にその旨をお伝えしますので、申込内容の変更をお願いします。
- (4) 同タイプの住宅に申込みがなく空きが生じた場合  
申込用紙において「希望住宅落選時に同規模の住宅間取りへの再抽選希望」を希望した方々で、同タイプの住宅に申込がなく空きが生じた場合に、再抽選を行います。その際、住宅番号は選択できません。  
また、再抽選希望についていづれにもマルの記載が無かった場合には、希望しないとして取り扱います。

### 【再抽選方法】

- ア 希望の住宅には落選し、再抽選を希望していた方々を、希望した住宅タイプ別に、住宅番号順の申込用紙到着順に整理し、連番で名簿登録を行います。
- イ 希望した住宅タイプ毎に1回ずつ抽選を行い、第一当選者を決定します。
- ウ 希望した住宅タイプに複数の空きがある場合には、2棟目以後の当選者は第一当選者の次の登録順位に基づき、仮当選の決定を行います。